県営住宅 原団地１･２･３棟（建替え住宅）

入居者募集のご案内

１　申込受付期間

令和８年１月10日㈯～１月18日㈰

①　郵送の場合：１月10日㈯～１月18日㈰までの**消印**有効。
②　持参の場合：１月13日㈫～１月16日㈮午前８時30分～午後４時30分まで。

完成予想図

２　募集する住宅

《県営原団地１・２・３棟》

○所　在　地　　沼津市大塚978
○構造・階数　　鉄筋コンクリート造・５階建（エレベーター付き）
○入居可能日　　令和８年４月１日
○募 集 戸 数　　85戸

※建設戸数163戸のうち78戸は団地内の建替えによる移転者が入居します。

タイプ	間取り	面積（㎡）	募集戸数（戸）	収入分位別家賃（円） 一般世帯 1	2	3	4	裁量世帯 5	6
A（一般）**単身可**	1DK 洋室（約6.9畳） DK（約8.8畳）	44.1	23	24,200	27,900	31,900	36,000	41,100	47,500
B－1（一般）**単身可**	2DK 洋室（約5.4畳） 洋室（約4.3畳） DK（約12.8畳）	53.9	12	29,500	34,100	39,000	44,000	50,300	58,000
B－2（子育･新婚世帯枠）			13						
C－1（一般）	3DK 洋室（約5.8畳） 洋室（約5.8畳） 洋室（約4.8畳） DK（約10.9畳）	61.5	17	33,700	38,900	44,500	50,200	57,400	66,200
C－2（子育･新婚世帯枠）			17						
D－1（一般）	3LDK 洋室（約7.7畳） 洋室（約5.2畳） 洋室（約5.1畳） LDK（約14.6畳）	73.3	1	40,200	46,400	53,100	59,800	68,400	78,900
D－2（子育･新婚世帯枠）			1						
E（一般）車いす使用者向き住宅	2DK 洋室（約6.2畳） 洋室（約5.4畳） DK（約13.9畳）	61.5	1	33,700	38,900	44,500	50,200	57,400	66,200

※収入分位は所得額により決定します。
※「裁量世帯」は３ページをご覧ください。
※「子育・新婚世帯枠」とは、下記に該当する世帯が優先的に申込みできる募集枠です。
　子育て世帯＝高校生（相当する年齢を含む）以下の子ども（平成19年４月２日以降に生まれた子）がいる世帯
　新 婚 世 帯＝申込日時点で婚姻日から３年を経過していない方で、夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯、婚約者は婚姻日が入居予定月から３か月以内の方
　詳しくは10ページの16「優先入居の制度概要」をご覧ください。

申し込む前に必ずお読みください。

- 入居後、自治会に加入し自治会で行う敷地内の**清掃や草刈り等の行事には積極的な参加をお願いします。**
  また、自治会の役員への就任や当番は、正当な理由がない限り拒否できません。

- 自治会の活動は会員の会費で運営していただき、自治会費・共益費の管理をしていただきます。
  期日までに必ず**自治会費・共益費を支払わなければなりません。**
  共益費の内容：階段灯・外灯等の電気料、共用水栓の水道料、エレベーターの維持費、その他施設等の維持管理費など

- 県営住宅にお住まいいただける方は、契約者と登録されている家族です。
  他人に住宅を貸すことはできません。

- 県営住宅は居住のためのものです。**商売など住宅以外の目的に使用又は併用することはできません。**

- 家賃は原則**口座振替**によりその月の分を月末にお支払いいただきます。

- **ユニットバス（追い炊き機能あり）、換気扇は設置してありますが、各居室の照明器具、ガスコンロ、エアコン等は設置しておりません。設置していないものは、各自で用意していただきます。**
  なお、退去時には、入居者が設置されたものは各自で撤去してください。

- **退去時には、入居者の故意又は過失による修繕については、修理費を負担していただきます。**

- 県営住宅には、**生活習慣などが違う多くの人が住んでいます。ある程度の生活音は避けられません。音に関するトラブルを予防するために、特に深夜や早朝はお互いに気を付けてください。**入居者間の個人的トラブルについては、**県及び公社は原則的に関与いたしません。**

- **近隣に迷惑となる、有害、危険、若しくは大声、泥酔、脅迫行為が判明した場合は住宅を明け渡していただきます。**

- **動物（犬・猫・鶏等）の飼育、または団地内でのエサやり行為は禁止**していますので、飼育等が判明した場合は住宅を明け渡していただきます。
  また、明け渡し時には飼育に伴う汚損や脱臭のため、必要となる室内の**全面改修費用を負担していただきます。**

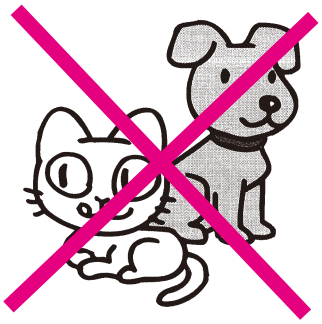

ペットは禁止です。

3　申込資格

○　申込みできる方は**申込日現在**で次の(1)～(5)のすべてに該当する方。

(1)　住宅に困窮している方。(自家を所有している方は申込みできません。)

(2)　次の①又は②の方

①　**現に国内に同居し、または同居しようとする親族がある方。**(入居可能日から３か月以内に同居できる婚約者を含みます。)

②　**下表に記載する単身者の方。(申込できるのはＡタイプ、Ｂ－１タイプのみです)**

(3)　申込者及び同居しようとする親族の過去１年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方。(算出方法は、６ページの10「収入基準の算出方法」をご覧ください。)

①　**一般世帯　　月額158,000円以下の方。**

②　**裁量世帯　　月額214,000円以下の方。**(「裁量世帯」の要件は下表のとおり。)

(4)　申込本人を含めた同居世帯員のいずれかに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員がいない方。

(5)　５ページの７に記載する「緊急連絡先」がある方。

○　「子育・新婚世帯枠」は下表の要件も満たしていることが必要です。

○　**次の方は申込むことができません。**

(1)　公営住宅にお住まいの方。(ただし、４ページ「車椅子使用者向き住宅に申込の場合」の要件を満たして、**Ｅタイプ（車椅子使用向き住宅）へ申込む場合は可**)

(2)　離婚調停中の場合を除き夫婦を分割しての申込み、または不自然な世帯構成での申込みの方。

(3)　申込者又は同居者が、県営住宅の家賃・損害賠償金等を未納である方。

上記資格に関する要件は次のとおりです。

単身の方	**一人で生活ができる方、かつ次のア～サのいずれかに該当する方。** **(※申込できるのはＡタイプ、Ｂ－１タイプのみです。)** なお、一人で生活できる方には他人の援助を受けて生活できる方も含みます。 (詳しい内容は窓口でご相談ください。) ア　60歳以上の方 イ　身体障害のある方（１級～４級） ウ　精神障害を有している方（１級～３級） エ　知的障害を有している方（Ａ判定・Ｂ判定） オ　生活保護を受けている方 カ　戦傷病者手帳をお持ちの方 （特別項症～第６項症、または第１款症の方） キ　原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ク　海外からの引揚者の方（引揚げ５年未満の方） ケ　ハンセン病療養所入所者等の方 コ　配偶者からの暴力による被害者の方 サ　指定難病の方 ※ウ、エに該当する方は、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域定着支援等による支援があることが必要です。 ※カ～サの要件詳細については、住宅供給公社へお問合せください。
裁量世帯	**次のア～ケのいずれかに該当する方。** ア　世帯主が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合 イ　身体障害のある方（１級～４級） ウ　精神障害を有している方（１級～２級） エ　知的障害を有している方（Ａ判定・Ｂ判定） オ　戦傷病者手帳をお持ちの方（特別項症～第６項症、または第１款症の方） カ　原子爆弾被爆者の認定を受けている方 キ　引揚者で本邦に引揚げた日から５年を経過していない方 ク　ハンセン病療養所入所者等の方 ケ　同居者に中学校入学前の子どもがいる世帯（平成25年４月２日以降に生まれた子）
子育・新婚世帯枠	**子育て世帯：高校生（相当する年齢を含む）以下の子ども（平成19年４月２日以降に生まれた子）がいる世帯** **新婚世帯：申込日時点で婚姻日から３年を経過していない方で、夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯、婚約者は婚姻日が入居予定月から３か月以内の方**

車いす使用者向き住宅に申込の場合	申込者又は同居者の中に常時、車椅子を使用している方がおり、かつ、次のア～エのいずれかに該当する方（県営住宅に既に入居している方も含みます）。 ア　身体障害のある方（１級～４級） イ　戦傷病者手帳をお持ちの方（第１款症以上） ウ　知的障害を有している方（A判定・B判定） ※ただし、同居親族がいる世帯を優先します。

※過去に県営住宅を退去された方で、県との信頼関係を著しく害する行為をした方は、入居をお断わりすることがあります。

４　申込方法等

申込書に必要事項が記入されていない場合は、申込みを受付しない（**失格**）で返送することもあります。また、申込書提出後のタイプ変更は一切できません。

(1)　県営住宅借受申込書の記入方法

①　希望するタイプを○で囲んでください。（タイプを囲んでいないと**失格**になります。）

②　**単身者の申込区分欄と優先入居の申込区分欄は、該当するすべての項目に必ず○を記入してください。**

③　Ｅタイプ（車椅子使用者向き住宅）を申し込む方は「車椅子使用者向き住宅優先区分」の中から該当するものを○で囲んでください。

④　申込書に記載する内容は、**申込日現在**ですべて詳細、かつ、正確に記入してください。
特に、自宅・携帯及び勤務先の電話番号は必ず記入し、現住所がアパートなどの場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。

⑤　自己所有住宅の有無、住宅に困窮する理由について該当するものを○で囲み、その詳細を記入してください。

⑥　裏面の申込資格要件チェックシートを記入してください。また、アンケートにご協力ください。

(2)　ハガキの記入方法等（**２枚**とも同じ。）

①　ご自身の郵便番号、住所（アパート名部屋番号等も）、氏名を記入してください。

②　**85円切手**を貼ってください。

(3)　申込方法

①　郵送の場合：(1)の申込書及び(2)のハガキを所定の封筒に同封の上、公社宛に郵送してください。
※申込受付期間内の消印のあるものが有効です。

②　持参の場合：(1)の申込書及び(2)のハガキを公社窓口に持参してください。

(4)　申込みはタイプ別に受付します。

(5)　**申込みは１世帯１住宅に限ります。（二重申込みなどの場合は失格となります。）**

(6)　**提出された書類は一切お返ししません。**

５　抽　選　会

申込みされた方全員をタイプ、部屋毎に抽選し、「仮当選者」及び「補欠者」を決定します。

(1)　抽　選　日　時：**令和８年１月22日㈭**　午前９時30分～

(2)　抽　選　場　所：静岡県東部総合庁舎　別館２階第１会議室

(3)　抽選番号等の通知：申込み時に提出されたハガキにより、抽選番号及び抽選結果を通知いたします。
（抽選結果の電話でのお問合せはご遠慮ください。）

(4)　補欠者の有効期限は、当選者が入居完了するまでの期間です。
抽選結果は公社ホームページにも掲載します。（http://www.sjkk.or.jp/）

静岡県住宅公社　検索

6　資格審査

仮当選者の資格審査を行い、合格された方が「**当選者**」となります。

(1)　仮当選された方には、抽選結果ハガキ（４ページの５の(3)）で資格審査日等のご案内をいたします。

(2)　ハガキで指定した日・場所で資格審査を受けていただきます。
（「**抽選結果通知書（抽選結果ハガキ）**」を持参してください。）

※単身申込みの方は、自活状況の調査、判定のため必ずご本人に資格審査を受けていただきます。

(3)　資格審査には８ページの12に記載の「**入居資格審査に必要な書類**」を持参してください。

(4)　資格審査の結果、申込資格に該当しない場合は失格となります。
この場合、補欠順位１番の方から仮当選者に繰り上がります。
（提出された書類は失格の場合でもお返ししません。）

7　緊急連絡先

入居に際しては緊急連絡先が必要となります。

(1)　緊急連絡先は、原則として以下の①を含む２名が必要です。

①　入居者の親族（※同居者を除く。）

②　県内に居住する者

③　利用している介護サービス事業者等

※緊急連絡先が見つからない場合や、該当する緊急連絡先がない場合は、静岡県住宅供給公社にご相談ください。

(2)　緊急連絡先の役割
緊急連絡先は、入居者が事故又は事件に遭遇したときの状況調査対応、滞納家賃の納付催告への協力（**※滞納家賃債務の履行は求めません。**）の役割をお願いします。

8　入居等について

(1)　住宅へは入居可能日から15日以内に入居していただきます。
ただし**家賃**は入居可能日から負担していただきます。

(2)　住宅の鍵をお引渡しする前に、「**敷金**」として**家賃の３ヶ月分**を納入していただきます。

(3)　入居していただく住宅は、４ページの５「**抽選会**」により決定いたします。部屋の指定はできません。

(4)　入居後すみやかに県営住宅に住民票を異動していただきます。

9　お申込みからご入居まで

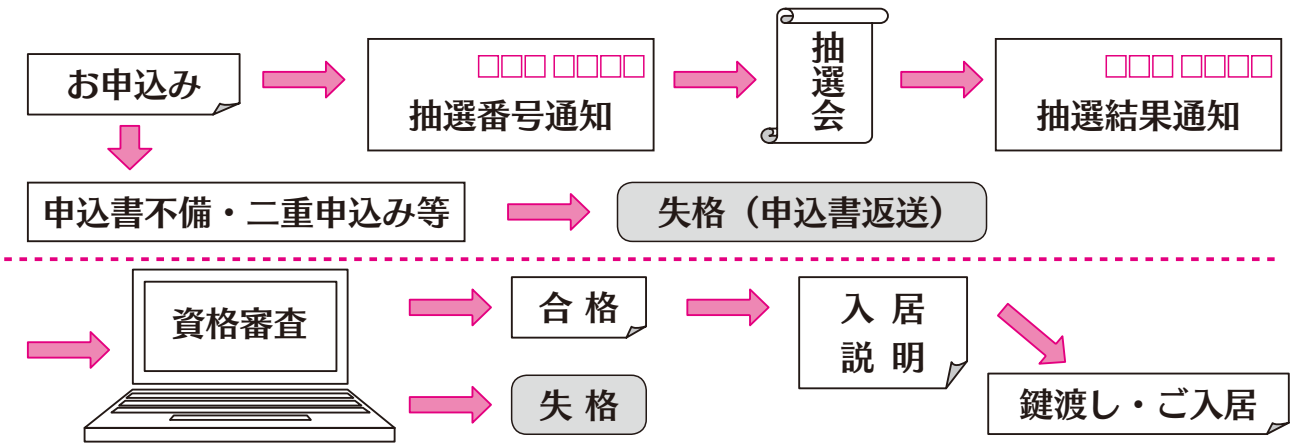

10　収入基準の算出方法

申込者と同居者の方、全員の所得金額（年額）から下記の算式により計算し、収入分位を決定します。

$$\frac{\text{所得金額（年）} - \left\{ \begin{array}{l}\text{【同居親族等控除】}\\ \text{本人を除く}\\ \text{同居親族数}\end{array} \times 38\text{万円} + \begin{array}{l}\text{【表１】}\\ \text{控除}\end{array} \right\}}{12\text{ヶ月}} =$$

① 一般世帯　月額 158,000円以下
② 裁量世帯　月額 214,000円以下

収入分位は家賃の額に連動します

【収入分位表】

①　一般世帯（申込みできる収入基準額（月額））			②　裁量世帯（申込みできる収入基準額（月額））		
収入分位	収入基準額（月額）		収入分位	収入基準額（月額）	
1		104,000円以下	5	158,000円を超え	186,000円以下
2	104,000円を超え	123,000円以下	6	186,000円を超え	214,000円以下
3	123,000円を超え	139,000円以下			
4	139,000円を超え	158,000円以下			

※別居の扶養親族のある方は、上記の「本人を除く同居親族数」に含めて１人あたり38万円の控除として計算します。

※収入とするもの：申込者と同居者の方の過去１年間における所得税法第２編第２章第１節から第３節までの例に準じて算出した所得金額。

※収入としないもの：生活保護、失業保険、遺族（恩給）年金、福祉（障害）年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得（生命保険契約などの満期返戻金、その他）

【表１】控除

給与所得等控除	申込者および同居親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合は当該合計額	原則一人につき10万円（本人の所得の範囲内）
寡婦控除（ひとり親控除を除く）	1　主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻していない女性で次の要件を全て満たす女性 (1)　扶養親族（年間所得金額が48万円以下であること）を有すること (2)　年間所得金額が500万円以下であること (3)　事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 2　主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない女性で１(2)及び(3)を満たす方	寡婦一人につきその人の所得から27万円（本人の所得の範囲内）
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、主たる生計維持者又は同居親族で、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 (1)　その人と生計を一にする子（年間所得金額が48万円以下であること）を有すること (2)　年間所得金額が500万円以下であること (3)　事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	ひとり親一人につきその人の所得から35万円（本人の所得の範囲内）
障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法上第２条第１項第28号に規定する障害者の方（身体・精神・知的に障害があり、手帳を交付されている方等）	一人につき27万円
特別障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法上第２条第１項第29号に規定する障害者の方（身体障害１～２級・精神障害１級・知的障害Ａ判定の方等）　※障害者控除に代わり、こちらの控除となります。	一人につき40万円

老人扶養控除	70歳以上で、収入のある方の扶養親族である方	一人につき 10万円
老人控除対象配偶者控除	70歳以上の同一生計配偶者である方	
特定扶養親族控除	年齢16歳以上23歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき 25万円

11　収入基準の早見表

6ページの「収入基準の算出方法」により「所得金額（年額）」から「同居親族等控除」を差し引いた金額で示しています。【表1】控除がある場合はさらに収入分位が低くなります。

○ 給与収入金額でみる早見表

[給与を得ている方が1人の場合で源泉徴収票では支払金額欄で判断できる表です。ただし勤務先に変更がない場合]

年間総収入金額（公的年金は除く）	同居及び扶養親族（本人を含む）		単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	収入分位1	2,043,999円以下	2,583,999円以下	3,127,999円以下	3,663,999円以下	4,135,999円以下	4,611,999円以下
		収入分位2	2,044,000～2,367,999	2,584,000～2,911,999	3,128,000～3,451,999	3,664,000～3,947,999	4,136,000～4,423,999	4,612,000～4,895,999
		収入分位3	2,368,000～2,643,999	2,912,000～3,183,999	3,452,000～3,711,999	3,948,000～4,187,999	4,424,000～4,663,999	4,896,000～5,135,999
		収入分位4	2,644,000～2,967,999	3,184,000～3,511,999	3,712,000～3,995,999	4,188,000～4,471,999	4,664,000～4,947,999	5,136,000～5,423,999
	裁量世帯	収入分位5	2,968,000～3,447,999	3,512,000～3,943,999	3,996,000～4,415,999	4,472,000～4,891,999	4,948,000～5,367,999	5,424,000～5,843,999
		収入分位6	3,448,000～3,887,999	3,944,000～4,363,999	4,416,000～4,835,999	4,892,000～5,311,999	5,368,000～5,787,999	5,844,000～6,263,999

○ 所得金額でみる早見表

[給与、事業所得等の各種所得が世帯において複数ある場合。同居者がいる場合は入居者全員の合算額で判断します。]

年間総所得金額	同居及び扶養親族（本人を含む）		単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	収入分位1	1,248,000円以下	1,628,000円以下	2,008,000円以下	2,388,000円以下	2,768,000円以下	3,148,000円以下
		収入分位2	1,248,001～1,476,000	1,628,001～1,856,000	2,008,001～2,236,000	2,388,001～2,616,000	2,768,001～2,996,000	3,148,001～3,376,000
		収入分位3	1,476,001～1,668,000	1,856,001～2,048,000	2,236,001～2,428,000	2,616,001～2,808,000	2,996,001～3,188,000	3,376,001～3,568,000
		収入分位4	1,668,001～1,896,000	2,048,001～2,276,000	2,428,001～2,656,000	2,808,001～3,036,000	3,188,001～3,416,000	3,568,001～3,796,000
	裁量世帯	収入分位5	1,896,001～2,232,000	2,276,001～2,612,000	2,656,001～2,992,000	3,036,001～3,372,000	3,416,001～3,752,000	3,796,001～4,132,000
		収入分位6	2,232,001～2,568,000	2,612,001～2,948,000	2,992,001～3,328,000	3,372,001～3,708,000	3,752,001～4,088,000	4,132,001～4,468,000

※「所得金額でみる早見表」の金額は、課税証明書の所得金額又は源泉徴収票の給与所得控除の金額から6・7ページの控除の額を差し引いてご確認ください。

12　入居資格審査に必要な書類　（公的証明の有効期限は３ヶ月以内です。）

家族全員の書類が必要です。よくお読みになって提出してください。
提出された書類は一切お返しいたしません。

【入居する方の書類】　　**※入居資格審査には認印をご持参ください。**

対　象	必　要　書　類（申込日現在）		
全　員	• 住民票（外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの） • 令和７年度市（町・村）民税・県民税課税証明書（16歳以上の方全員。学生、専業主婦も含む） 無収入の方は課税証明書の欄の￥0又は＊という表示を確認します。		
該当者	給与所得の方	令和７年１月１日から勤務先が同じ方	令和７年分源泉徴収票（勤務先で発行）
		令和７年１月２日以降勤務先を変えた方	収入証明書 ※現在の会社で支払われた分のみ記入。最新の給与で１年間の収入を計算します。（会社で記入してもらう）（11ページ） １か月分の給与支給実績がない場合は、雇用契約書などを添付。
	確定申告の方（自営業等の方）		令和７年分確定申告書（予定額）の写し
	年金受給者		令和７年分公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等
	無収入の方 （16歳以上の学生、専業主婦も含む）	前年も無収入	—
		前年は所得あり	退職証明書（12ページ）、離職票、雇用保険受給資格者証のどれか ※前年度の所得が出ているため、辞めたという証明がないと、今年も収入があるとみなされます。
	生活保護の方		生活保護の受給証明
	母子家庭の方 父子家庭の方 単身者の方 新婚世帯の方		戸籍謄本（独身であること・婚姻日を確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類・婚姻を確認できる書類
	結婚予定の方		１　婚約証明書（13ページ） ２　戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
	離婚調停中の方		裁判所の事件係属証明書等
	障害を有している方		障害者手帳・療育手帳
	外国人の方		在留カード
	公営住宅に住んでいる方		公営住宅居住証明書
	優先入居の対象になるＤＶ被害者の方		女性相談支援センター等の証明書、又は裁判所の保護命令決定書等
	優先入居の対象になる犯罪被害者の方		犯罪被害に係る申告書、その他必要と認められる書類
	優先入居の対象になる支援対象被災者の方		避難元市町村が発行する居住実績証明書
	令和７年１月１日現在国内に住民登録がなく課税証明書が発行されない方		パスポート（出入国年月日を確認するため）
	パートナーシップ宣誓をされた方		パートナーシップ宣誓書受領書（写し）、パートナーシップ宣誓書受領カード（写し）、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書のいずれか（静岡県又は団地の所在する市町発行のもの）
	指定難病患者の方		特定医療費（難病指定）受給者証の写し又は臨床調査個人票（診断書）等の写しの提出

以下の書類をそろえるときは、次のことに注意してください。
※マイナンバーの利用を希望しない方は、住民票などの必要書類はマイナンバーが記載されていないものをご用意ください。

住　民　票	●申込者及び同居しようとする「**親族全員**」のもの。(婚約者も含む) ●世帯主との**続柄記載**があり、**筆頭者及び本籍**の記載されたもの。 ●外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号の記載されたもの。
市（町・村）民税・県民税課税証明書	●所得及び控除内容を証明する書類・市役所の市民税課に相当する部署で発行。 ●令和７年度（最新のもの） ●令和７年１月１日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。 ●令和７年１月１日現在、国内に住民票がなく課税証明が発行されない方はパスポートにより入出国年月日を確認します。
源泉徴収票	●勤務先が発行し、勤務先の社印又は代表者印が押印してあるもの。 ●令和７年分
確定申告書	●令和７年分　確定申告を済ませた方は確定申告書の写し、確定申告の済んでいない方は申告予定額の申告書の写し

※入居資格は、申込日現在の状況で判断します。

13　駐車場について

駐車場を利用される場合は、**4,000円（予定）**が家賃に加算されます。

(1)　申込みは、入居が決定した時に駐車場使用申込書に自動車検査証記録事項及び車検証の写しを添付して申し込んでいただきます。
(2)　申込みできる方は、申込者または同居の親族で専ら自己の用に供する自動車を所有する方です。
(3)　申込みは１住戸１台分です。
(4)　対象となる自動車は幅員1.8メートル以内、全長4.9メートル以内のものに限ります。

14　収入申告について

県営住宅の入居者の方々は毎年度収入の申告をする義務があります。この収入申告に基づき、その翌年度の家賃を決定します。(必ず申告をしてください。)

■　申告書などは、毎年７月上旬までに各戸へ配布します。
※引き続き３年以上入居されている方で、収入基準額（月額）が一般世帯で158,000円、裁量世帯（３ページ参照）は214,000円を超える場合は「収入超過者」となり、公営住宅法に基づき、割増家賃を加算します。また、住宅の明け渡しの努力義務が生じます。
※引き続き５年以上入居されている方で、２年連続して収入基準額（月額）が313,000円を超える場合は、「高額所得者」となり、県が指定する期限までに住宅を明け渡す義務が生じます。
■　申告をされない方は、翌年度の家賃は近傍の民間家賃並とします。

15　個人情報保護、マイナンバー制度について

(1)　個人情報保護について
　提出いただいた個人情報については、県営住宅入居者選定及び管理業務の範囲で使用するものです。
(2)　マイナンバー制度について
　マイナンバー制度が導入されました。希望者のみ、マイナンバーの提出により、入居資格審査に必要な書類の一部（市（町・村）民税・県民税課税証明書、生活保護の受給証明）の提出が省略できますが、その他の書類は提出する必要があります。マイナンバーの利用を希望する方は、資格審査前に必要な手続きがありますので、必ず事前にお問い合わせください。

16　優先入居の制度概要

1　『子育・新婚世帯枠』の設定による募集

若年世代の居住の安定を図るため、静岡県では、一部の住宅タイプに**『子育・新婚世帯枠』**を設定し、若年世帯が優先的に入居できる方式の募集を行います。

(1)　対象世帯

子育て世帯…高校生（相当する年齢を含む）以下の子ども（平成19年４月２日以降に生まれた子）がいる世帯

新 婚 世 帯…申込日時点で婚姻日から３年を経過していない方で、夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯、婚約者は婚姻日が入居予定月から３か月以内の方

(2)　今回の募集における対象住戸タイプ…Ｂ－２タイプ、Ｃ－２タイプ、Ｄ－２タイプ

(3)　選考の方法

Ｂ－２タイプ、Ｃ－２タイプ、Ｄ－２タイプへの申込者は同時に一般枠にも申込したものとして、『子育・新婚世帯枠』と『一般枠』のそれぞれの抽選番号を通知します。子育・新婚世帯枠の抽選を先におこなって落選もしくは補欠となった場合は当選確率を一般の申込者の**２倍**として『一般枠』の抽選をします。

2　倍率優遇による募集

下記のいずれかに該当している方は、当選確率を一般の申込者の**２倍**として抽選します。

優先入居の申込により仮当選となった場合、後日の**入居資格審査で条件に該当しないことが判明したときは失格**としますので、ご注意ください。

対象世帯

対象世帯	要　　件
子育て世帯	高校生（相当する年齢を含む）以下の子ども（平成19年４月２日以降に生まれた子）がいる世帯
新婚世帯	申込日時点で婚姻日から３年を経過していない方で、夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯、婚約者は婚姻日が入居予定月から３か月以内の方
母子・父子世帯	申込日時点で20歳未満の子を扶養する配偶者のない女子の世帯又は20歳未満の子を扶養する配偶者のない男子の世帯
DV被害者世帯	次のいずれかに該当する方 ア　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第３条第３項第３号の一時保護、同法第５条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第１項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して５年を経過していない方 イ　配偶者暴力防止等法第10条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していない方 ウ　「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年５月９日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方 なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等において配偶者からの暴力被害が確認がされている方も同様に取り扱います。
犯罪被害者世帯	犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第２条第２項に規定する犯罪被害者等であって、次のいずれかに該当する方 ア　犯罪により収入が減少し現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる方 イ　現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる方
支援対象被災者	「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者のうち平成23年３月11日時点で、福島県中通り及び浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた方
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等
指定難病の患者	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律50号）第７条第１項に規定する支給認定を受けた指定難病の患者の方

事務取扱要領　様式第１号

収　入　証　明　書（県営住宅申込み用）

前年１月以降に転・就職された方は、下記収入証明書が必要です。直近よりさかのぼって記入してください。

氏　　名	
職　　種	
勤務又は営業開始年月日	年　　月　　日より

給与所得者は支払金額（支払った給与等から課税されない金額を除いた額）（賞与は賞与欄に）
給与所得者以外の方は前年１年間分の所得金額　を記入してください。

年	月分	円	年	月分	円
年	月分	円	年	月分	円
年	月分	円	年	月分	円
年	月分	円	年	月分	円
年	月分	円	小	計	円
年	月分	円	賞　与	月分	円
年	月分	円	賞　与	月分	円
年	月分	円	合	計	円

	フリガナ 氏　名	続　柄	性　別	生年月日	年　齢
扶					
養					
親					
族					

上記の通り相違ない事を証明します。

年　　月　　日

支　払　者

住　所（所在地）

氏　名（名　称）

（代表者氏名）　　㊞

電　話　番　号　　（　　）

退　職　証　明　書

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、　　年　　月　　日付をもって退職したことを証明します。

年　　月　　日

所　在　地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

退　職　先　　名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

事務取扱要領　様式第２号

婚　約　証　明　書

年　　月　　日

静　　岡　　県　　知　　事 様
静岡県住宅供給公社　理事長 様

申込者との関係＿＿＿＿＿
証明者　住　所　　（電話）　（　　）
氏　名　　㊞

婚約者との関係＿＿＿＿＿
証明者　住　所　　（電話）　（　　）
氏　名　　㊞

下記の者は、　　年　　月　　日結婚予定者であることを証明します。
入居決定しだい結婚する

記

申込者　住　所　　（電話）　（　　）
氏　名

婚約者　住　所　　（電話）　（　　）
氏　名

誓　　約　　書

年　　月　　日

静　　岡　　県　　知　　事 様
静岡県住宅供給公社　理事長 様

申込者氏名　　㊞

婚約者氏名　　㊞

県営住宅への入居が決定した時は、県の定める入居条件を遵守することを誓約します。

※証明者は原則として両親または媒酌人にてお願いします。
※１人が両方の証明者になることはできません。
※申込者及び証明者が親子であっても、同一の印は認められません。

住　戸　平　面　図

Aタイプ　　1DK　44.1㎡

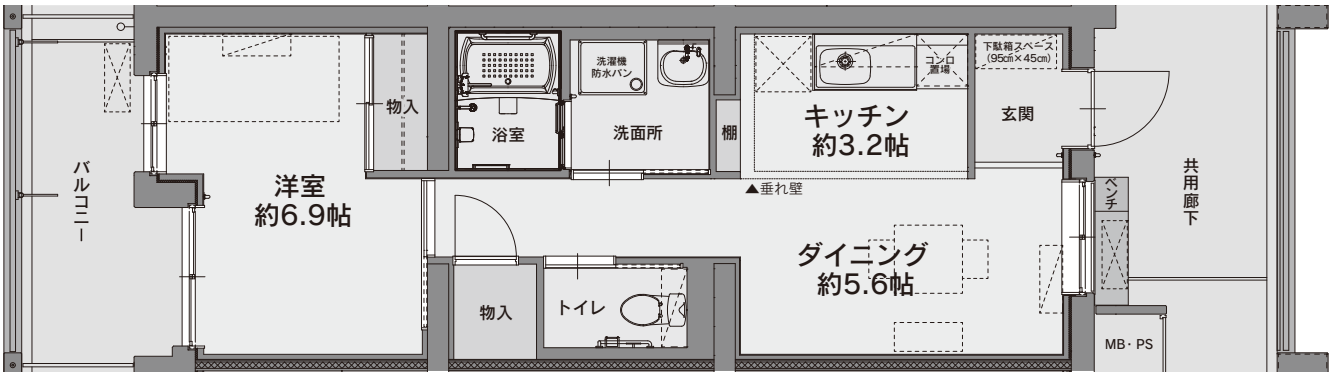

※反転タイプもあります

B－1タイプ・B－2タイプ　　2DK　53.9㎡

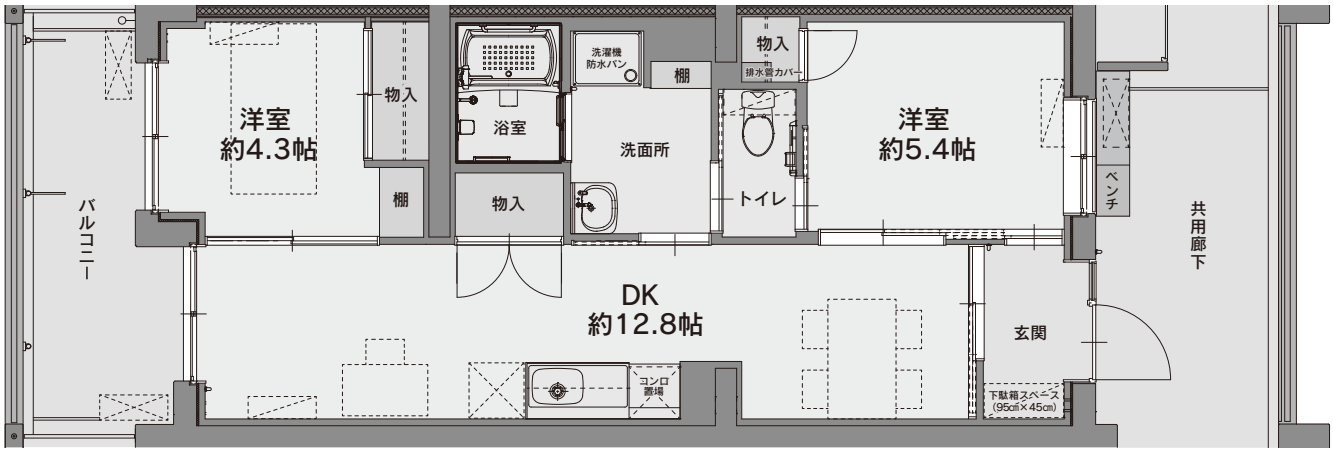

※反転タイプもあります

C－1タイプ・C－2タイプ　　3DK　61.5㎡

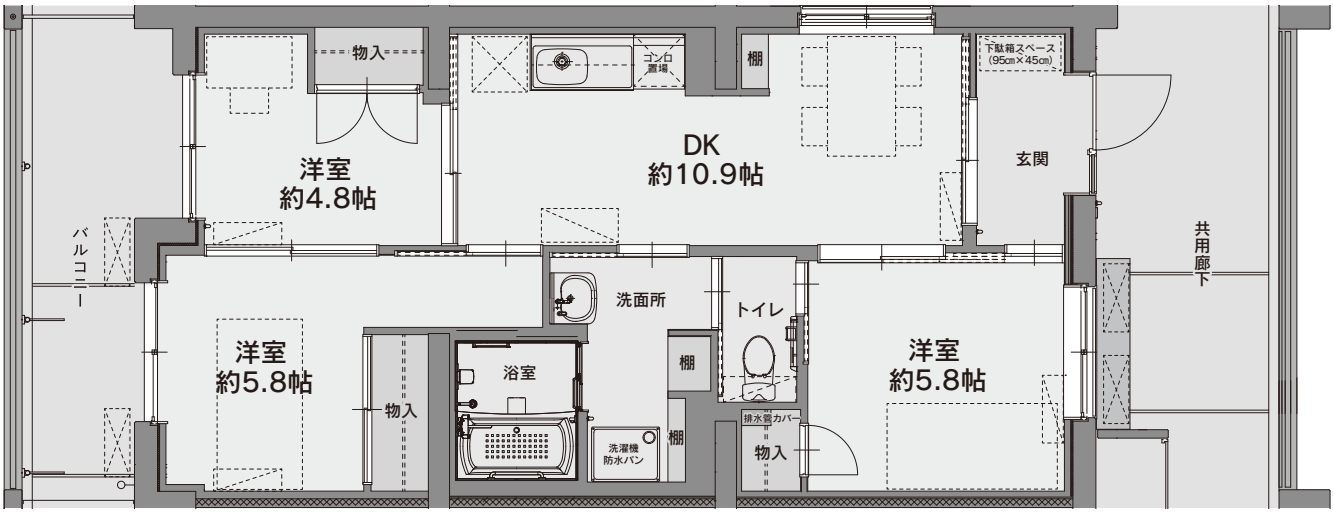

※反転タイプもあります

D－1タイプ・D－2タイプ　　3LDK　73.3㎡

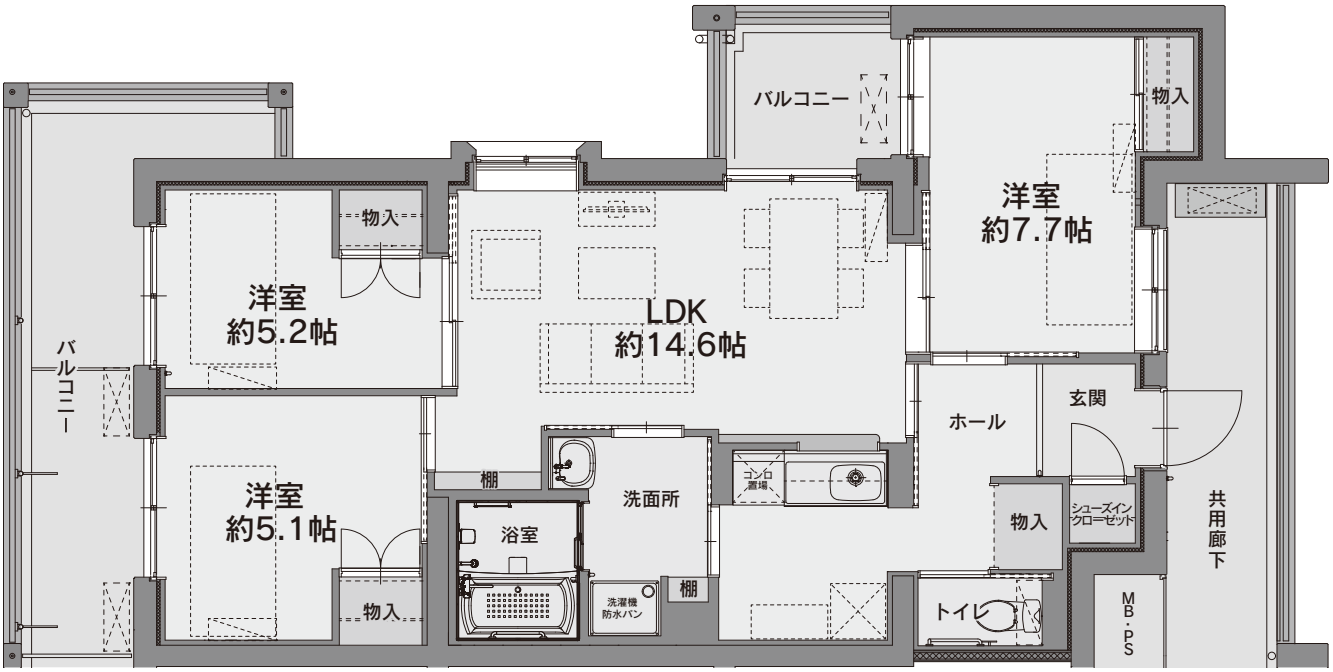

※反転タイプもあります

Eタイプ　車椅子使用者向き住宅　2DK　61.5㎡

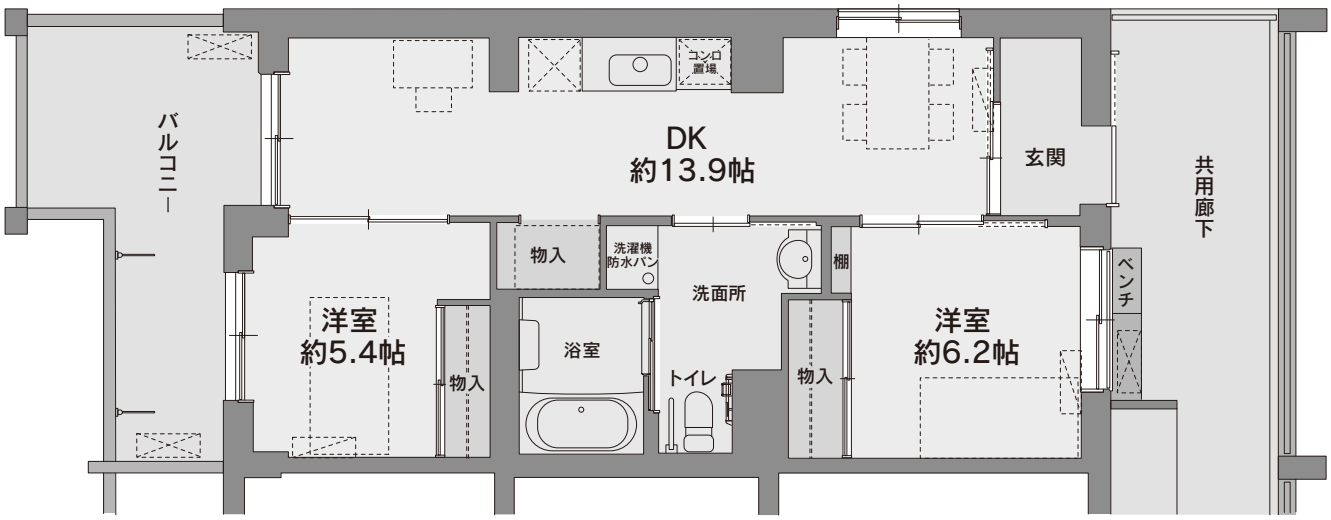

全戸の仕様

- ●玄関・トイレ・浴室に手すりを設置してあります。
- ●バルコニー側の掃出しサッシ・浴室入口にも手すりを設置してあります。
- ●浴室・トイレに緊急警報ブザーを設置してあります。
- ●戸外通報ブザー付きインターホンを設置してあります。
- ●浴室は、ユニットバスです。
- ●浴室・洗面所・台所は３点給湯でシングルレバー仕様にしてあります。
- ●給湯器は追い炊きができます。
- ●各サッシの窓ガラスはペアガラスで、網戸を設置してあります。
- ●ガスは都市ガスが供給されています。
- ●インターネット用の配管はありますが、導入会社は未定です。
  引き込み工事は各入居者で手配し、費用も負担していただきます。
  開通は入居可能日よりも後になります。

Eタイプ　車椅子使用者向き住宅の仕様

上記の全戸の仕様の他に、下記の仕様となっています。

- ●玄関ドアは引き戸になっています。
- ●玄関の上がりに段差がありません。
- ●台所、洗面台の下に収納がありません。

立　面　図

1 棟

501 C－1 (一般) 3DK	502	503	504	505	506	507	508	509
401 C－1 (一般) 3DK	402 B－1 (一般) 2DK	403	404	405 C－1 (一般) 3DK	406 B－1 (一般) 2DK	407 A (一般) 1DK	408	409
301	302	303	304 B－1 (一般) 2DK	305	306 B－1 (一般) 2DK	307 A (一般) 1DK	308	309 D－1 (一般) 3LDK
201 C－2 (子育・新婚) 3DK	202 B－2 (子育・新婚) 2DK	203	204 B－2 (子育・新婚) 2DK	205 C－2 (子育・新婚) 3DK	206	207 A (一般) 1DK	208 A (一般) 1DK	209
101	102	103 B－2 (子育・新婚) 2DK	104	105	106 B－2 (子育・新婚) 2DK	107 A (一般) 1DK	108	ピロティ

(東)　建物の北側から見た立面図　(西)

2 棟

501 C－1 (一般) 3DK	502	503	504 B－1 (一般) 2DK	505 B－1 (一般) 2DK	506	507	508 C－1 (一般) 3DK	509	510
401 C－1 (一般) 3DK	402 B－1 (一般) 2DK	403	404	405 B－1 (一般) 2DK	406	407	408 C－1 (一般) 3DK	409 A (一般) 1DK	410 A (一般) 1DK
301 C－1 (一般) 3DK	302 B－1 (一般) 2DK	303	304	305	306 B－1 (一般) 2DK	307 C－1 (一般) 3DK	308 C－1 (一般) 3DK	309 A (一般) 1DK	310 A (一般) 1DK
201 C－2 (子育・新婚) 3DK	202 B－2 (子育・新婚) 2DK	203 B－2 (子育・新婚) 2DK	204	205 B－2 (子育・新婚) 2DK	206	207 C－2 (子育・新婚) 3DK	208 C－2 (子育・新婚) 3DK	209	210 A (一般) 1DK
101 C－2 (子育・新婚) 3DK	102	103 B－2 (子育・新婚) 2DK	104	ピロティ	106	107 C－2 (子育・新婚) 3DK	108 C－2 (子育・新婚) 3DK	109 A (一般) 1DK	110

(北)　建物の西側から見た立面図　(南)

3 棟

501	502	503	504 C－1 (一般) 3DK	505	506 A (一般) 1DK	507 A (一般) 1DK	508 A (一般) 1DK	509 B－1 (一般) 2DK	510	511	512 C－1 (一般) 3DK	513	514
401	402	403 C－1 (一般) 3DK	404 C－1 (一般) 3DK	405	406	407 A (一般) 1DK	408 A (一般) 1DK	409	410	411	412 C－1 (一般) 3DK	413 C－1 (一般) 3DK	414
301	302	303 C－1 (一般) 3DK	304 C－2 (子育・新婚) 3DK	305 A (一般) 1DK	306 A (一般) 1DK	307 A (一般) 1DK	308	309	310 B－1 (一般) 2DK	311 B－1 (一般) 2DK	312 C－2 (子育・新婚) 3DK	313 C－2 (子育・新婚) 3DK	314 C－2 (子育・新婚) 3DK
201 D－2 (子育・新婚) 3LDK	202 B－2 (子育・新婚) 2DK	203 C－2 (子育・新婚) 3DK	204 C－2 (子育・新婚) 3DK	205	206 A (一般) 1DK	207 A (一般) 1DK	208	209	210 B－2 (子育・新婚) 2DK	211	212 C－2 (子育・新婚) 3DK	213 C－2 (子育・新婚) 3DK	214
101	102	103	104 C－2 (子育・新婚) 3DK	105	106 A (一般) 1DK	107 A (一般) 1DK	108	109 B－2 (子育・新婚) 2DK	110	111 B－2 (子育・新婚) 2DK	112	113	114 E (車いす) 2DK

(東)　建物の北側から見た立面図　(西)

配　置　図

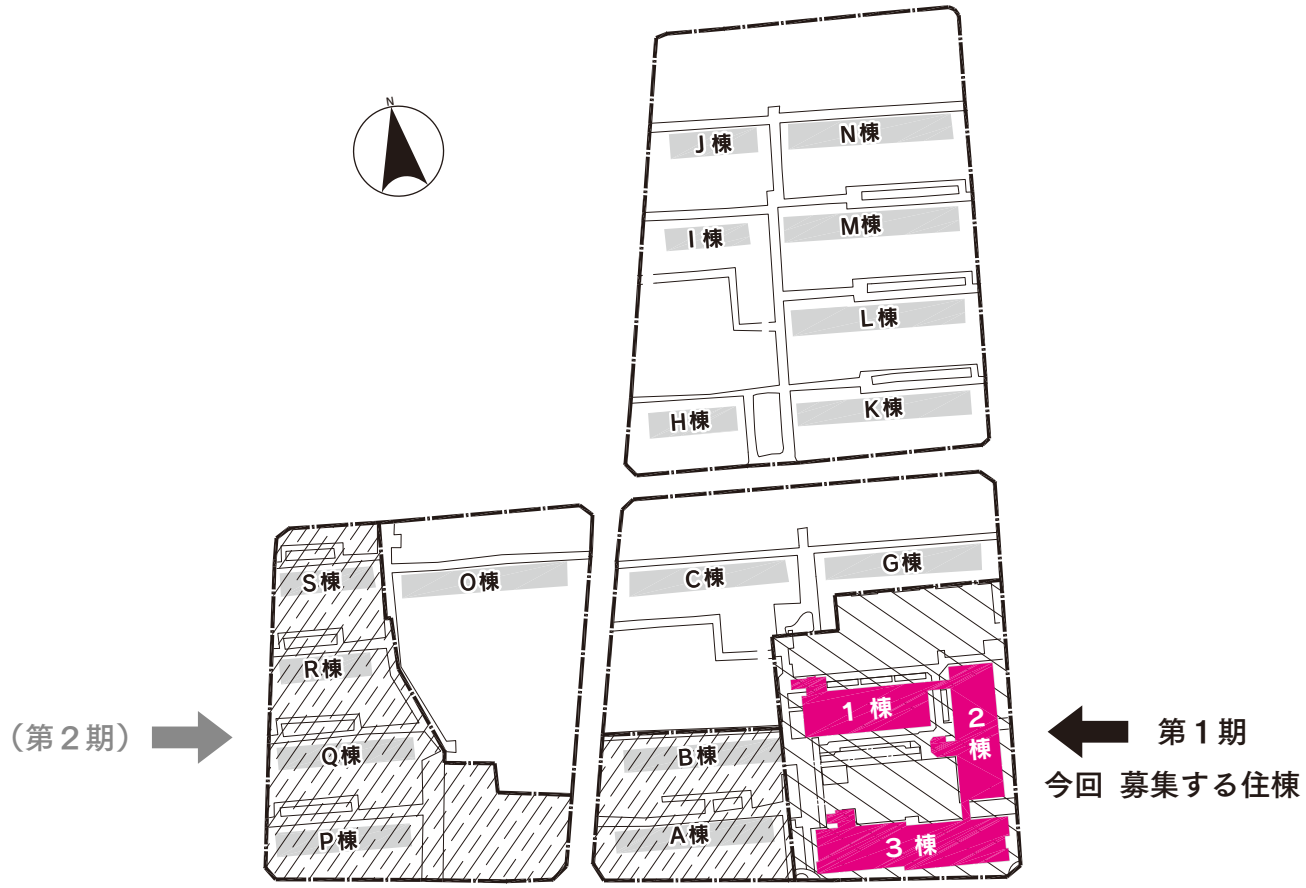

1 棟

5階	509	508	507	506	505	504	503	502	501
4階	409	408	407	406	405	404	403	402	401
3階	309	308	307	306	305	304	303	302	301
2階	209	208	207	206	205	204	203	202	201
1階	ピロティ	108	107	106	105	104	103	102	101

2 棟

5階	4階	3階	2階	1階
501	401	301	201	101
502	402	302	202	102
503	403	303	203	103
504	404	304	204	104
505	405	305	205	ピロティ
506	406	306	206	106
507	407	307	207	107
508	408	308	208	108
509	409	309	209	109
510	410	310	210	110

3 棟

5階	514	513	512	511	510	509	508	507	506	505	504	503	502	501
4階	414	413	412	411	410	409	408	407	406	405	404	403	402	401
3階	314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	301
2階	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201
1階	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101

（西）　　（東）

団　地　案　内　図

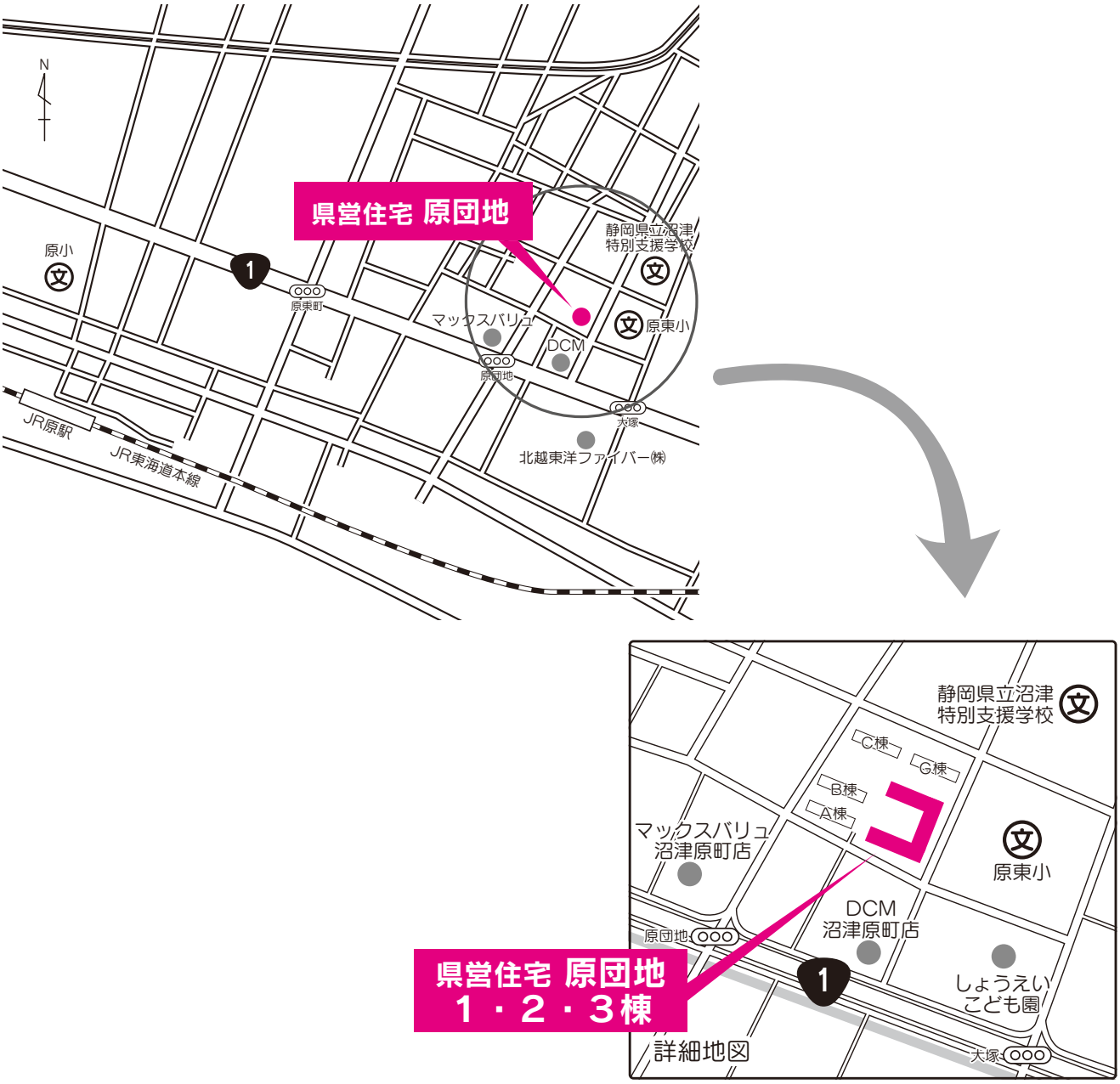

県営住宅原団地に直接関係する事項

○水害ハザードマップにおける浸水想定区域内に所在します。

【解説】 洪水浸水想定区域 （想定最大規模）	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

詳しくは沼津市のホームページや配布されるハザードマップ等でご確認ください。

公　社　案　内　図

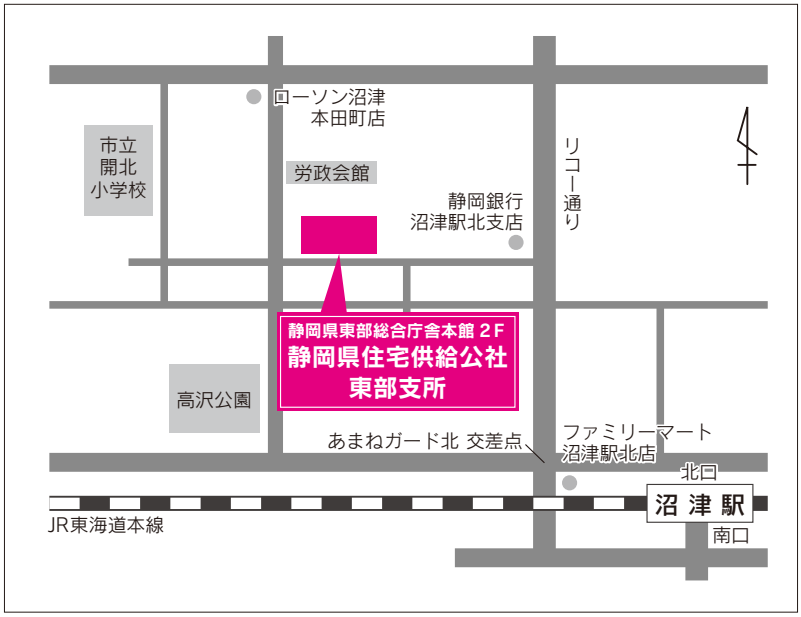

管理代行者　**静岡県住宅供給公社　東部支所**

〒410-0055　沼津市高島本町１番地の３
静岡県東部総合庁舎本館２階

ＴＥＬ　（055）920－2271
ＦＡＸ　（055）924－2908
ホームページ　http://www.sjkk.or.jp/

※当公社は、県営住宅の管理業務を静岡県より管理代行者として受託しております。